

睡眠時無呼吸症候群（SAS）問題への対応について

平成 15 年 3 月 27 日
平成 19 年 8 月 24 日 改定
交通事業に係る運転従事者の睡眠障害に起因する
事故等の防止対策に関する連絡会議 申し合わせ

1. 基本的な対応方針

平成15年2月26日に山陽新幹線で発生したJR西日本の居眠り運転において、当該運転士が睡眠時無呼吸症候群（SAS：Sleep Apnea Syndrome）であったことが判明した。SASは睡眠中に呼吸が止まった状態（無呼吸）が断続的に繰り返される病気であり、その結果質の高い睡眠を十分とれず、覚醒時に強い眠気等を招くことを特徴としており、居眠り運転による事故につながる事が指摘されている。現在、日本における潜在患者は、約200万人という報告もあり、交通機関の運転従事中にこうした症状が発生することに伴う事故を如何に未然に防止するかが大きな問題となっている。

この問題は、鉄道のみならず、陸・海・空の各交通機関に共通する問題であり、安全な交通サービスを安心して国民が享受する上からも一日も早い対策が急がれている。

一方、SASは適切な治療により劇的に症状が改善される病気であり、早期に発見する方法やその治療方法も確立されているとのことから、交通事業関係者にとっては、交通安全の確保を図る観点で、運転従事者のSASを早期に発見し、適切な治療の実施継続と併せ厳正な健康管理の下で運転業務に携わる運行管理体制を確立することが極めて重要である。

なお、効果的に対策を実施するため、各交通機関の特性を十分考慮することが必要であり、これまで、各交通機関ごとに対策を推進してきたところであるが、SASに関する最近の知見を踏まえ、引き続き以下の「2. 交通機関ごとの具体的な対応策」に示すとおり、総合的に対策を推進する。

有効な安全対策の前提は、潜在的なSAS運転従事者の早期発見と、適切な治療の実施継続であることに鑑み、運転従事者に対する「SAS問題」への認識向上の取り組みとSAS検診の促進及び運転従事者が「SASであるとの診断」を得た場合には速やかに医療専門家の治療と指導による厳正な健康管理の下に置く等の措置により、安全な交通を確保する運行管理体制を整備するよう交通事業関係者への周知と指導の徹底を図る。

その際、SAS問題対策として、乗務資格の喪失等の措置をとらざるを得ない場合は別として、「SASであると診断」された者に対し、不利益な措置とならないよう十分留意する。

また、言うまでもないが、SAS問題への対応のみならず、あわせて飲酒運転の防止など交通安全確保について引き続き所要の措置を講じるよう指導の徹底を図る。

2. 交通機関ごとの具体的な対応策

(1) 鉄軌道交通関係

- ① 地方運輸局を通じて鉄軌道事業者（運転従事者3万7千人）に対して、SAS等に起因する可能性のある事故事例等を再調査するとともに、これらの症状に対する認識を新たにし、健康管理や対応等について必要な措置を講ずるよう指導。
- ② 鉄道局とJR各社や民鉄事業者の代表者の安全担当部長等から構成される鉄道保安連絡会議を開催して、各社の取組状況等を確認するとともに、SAS等に関する省内の検討状況や、必ずしもこの病気と診断されたことのみで運転従事者の資格を喪失させるものではないが、速やかに的確な対応をとる必要のあることを説明。

併せて、社員に対してSASの正しい知識を普及することを鉄軌道事業者に対して徹底。

- ③ さらに、平成17年4月22日に航空・鉄道事故調査委員会から公表された名古屋鉄道(株)名古屋本線新岐阜駅構内で発生した列車脱線事故の報告書において、運転士がSASの自己診断テストにおいて特に異常は認められなかったが、事故後に専門医にSASに診断されるケースや、近年の知見を踏まえて本年6月に改訂された自動車運送事業者向けのSAS対応マニュアルにおいて、SASに罹患している自動車運転者でも日中に強い眠気を感じない人もいることが指摘されている。一方、医療機関の簡易検査体制の充実が図られてきていることから、自己評価・申告のみに頼らず簡易なスクリーニング検査において客観的にSASを把握することについても努力するよう指導。

(2) 自動車交通関係

- ① 専門医の指導を受け、SASの症状、早期発見・確定診断・治療方法等について自動車運送事業者・運転者向けに平易にまとめたビジュアルなSAS対応マニュアルを作成。

SASの診断・治療が可能な医療機関として、日本睡眠学会及び(社)全日本トラック協会のホームページに掲載されている「医療機関等の一覧」のアドレスを掲載。

- ② 上記①のSAS対応マニュアルを事業者団体を通じて全国の自動車運送事業者（運転者数：バス約11万人、タクシー約41万人、トラック約86万人、計約138万人）に周知するほか、業界機関紙等に掲載し、以下のとおりSASに関する健康管理等の徹底を図る。

ア. 運転者、運行管理者から人事・労務管理者に至るまで、SASの早期発見・早期治療の重要性について周知徹底。

イ. SASの早期発見のため、日中に強い眠気を感じない運転者も簡易なスクリーニング検査を受診するよう努め、検査でSASの確定診断のための精密検査が必要と判断された場合には、精密検査を受けるとともに、SASと診断された場合には、適切な治療を受けるよう当該運転者を指導する。

ウ. 運転者が不利な扱いを避けるためにSASであることを隠し、治療を受けな

いで運転業務を続けることが最も危険であることを理解し、S A Sと判明したからといって乗務から外す等の差別的な扱いをしないよう徹底。

- ③ S A Sに関する健康管理や対応等に関し、独立行政法人自動車事故対策機構が行う運行管理者等指導講習及び貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う巡回指導において指導を徹底。

(3) 海上交通関係

- ① 船員災害防止活動の促進に関する法律に基づき、国土交通大臣が毎年度策定している船員災害防止実施計画において、S A Sを含めた疾病発生率の減少目標を設定するとともに、船舶所有者等に安全衛生管理体制の整備等を求めている。特に、S A Sについては、専門医の診察等を内容とする対策を盛り込み、船舶所有者及び船員への計画的な徹底を図る。
- ② S A Sの原因となる肥満対策については、同計画において食生活の改善や適度な運動等を求めるとともに、船員災害防止協会が作成した「船でつくる四季のメニュー」の活用等を促進する。
- ③ また、同計画に基づき、国土交通省等の主催により毎年度9月に実施している船員労働安全衛生月間においても、講習会の開催、パンフレットの配布等を通じて、S A Sの原因、症状、治療法等に関する理解の促進を図る。
- ④ さらに、地方運輸局の運航労務監理官や船員災害防止協会の指導員が船員災害防止活動の一環として日常的に行っている訪船指導等の場を活用し、船員（約8万人）や船舶所有者のS A Sに対する意識の高揚を図る。
- ⑤ 船員が船舶に乗船するに当たっては、船員法に基づく健康診断を毎年受診し健康証明書を所持させることが義務づけられているが、当該健康診断を担当する船員法指定医を指導し、当該健康診断の際にS A Sの早期発見と治療等に努める。
- ⑥ 船員法では船舶に衛生管理者等の乗船を義務づけているが、その資格取得のための講習において、S A Sの原因、症状、治療法等についても必要な知識を習得させる。
- ⑦ 従来から関係業界に対しては、船員災害の防止及び船舶航行の安全確保の観点から通達を発出し、S A Sに係る船員の健康管理について指導してきたところであるが、引き続き、機会あるごとに業界に対する注意喚起を行う。
- ⑧ 船員災害防止活動の促進に関する法律に基づき設立された船員災害防止協会においては、S A Sの原因、症状、診断方法等に関する情報をホームページや機関誌等に掲載し、関係者の理解の促進を図っている。また、新たに自動車運送事業者向けのS A S対応マニュアルを基に、船員向けの同マニュアルを作成し、これを活用しつつ船員及び船舶所有者に対する普及啓発を実施。

(4) 航空交通関係

- ① 航空関係者に対し、以下のとおり、注意喚起及び健康管理の徹底等を実施。
 - ア 航空事業者及び操縦士（約7千5百人）
 - (ア) S A Sが航空業務の実施に支障をきたすおそれのある疾患であり、航空

身体検査証明基準上も不適合であることを周知徹底。

(イ) その一方で、適切な管理を受けることを条件に、S A Sであっても航空身体検査証明を発給された事例もあることを紹介。

(ウ) 日常の健康管理においてS A Sの徴候、併発症等に十分注意し、S A S等が疑われる場合は精密検査を受けることを指示。

(エ) 病的ではない睡眠不足等については、航空身体検査基準上不適合ではないものの、安全上の支障のないよう、日常の健康管理に努めるよう指示。

(オ) 特定本邦航空運送事業者、コンピューター会社については、期日を定めて、本件への対応ぶりについての報告を指示。

イ 指定航空身体検査医（国土交通大臣の指定を受け、航空身体検査証明を行う医師）

上記ア（ア）及び（イ）に加え、航空身体検査の実施に当たって、S A S等に十分注意して、申請者の既往症のチェック及び問診を実施し、S A S等が疑われる場合は精密検査を受けさせ、その結果を踏まえて判定を行うよう指示。

② （財）航空医学研究センターにおいて、航空業務におけるS A Sの影響、健康管理の際の留意点、航空身体検査時の留意点等について調査研究を行い、その結果をホームページや小冊子等により航空関係者に周知。

③ 平成19年4月から航空身体検査証明に係る身体検査基準及び航空身体検査マニュアルを改正し、睡眠障害に係る基準項目を設定。また、航空身体検査証明申請書様式についても一部改正して、航空身体検査証明申請時に日中の過度な眠気やいびきの指摘の有無について自己申告をするよう義務付け。